

議案第19号

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年2月21日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第23条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する者が世帯に属することによって第1項第2号に該当する場合における前項の規定の適用については、同項中「納期限までに」とあるのは、「国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する者が同条各号のいずれかに該当しなくなった日の翌日から起算して60日を経過する日又は当該減免を受けようとする年度の国民健康保険税の法定納期限（地方税法第17条の5第1項に規定する法定納期限をいう。）の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか早い日までに」とする。

別表第1所得割額の項中「100分の7.00」を「100分の7.36」に改め、同表被保険者均等割額の項中「28,800円」を「22,400円」に改め、同表世帯別平等割額の項中「25,000円」を「20,500円」に、「12,500円」を「10,250円」に、「18,750

円」を「15,375円」に改める。

別表第2所得割額の項中「100分の1.60」を「100分の2.42」に改め、同表被保険者均等割額の項中「7,200円」を「8,000円」に改める。

別表第3所得割額の項中「100分の1.55」を「100分の1.93」に改め、同表被保険者均等割額の項中「13,800円」を「12,800円」に改める。

別表第4第20条第1号に該当する場合の部被保険者均等割額の項中「20,160円」を「15,680円」に改め、同部世帯別平等割額の項中「17,500円」を「14,350円」に、「8,750円」を「7,175円」に、「13,125円」を「10,761円」に改め、同表第20条第2号に該当する場合の部被保険者均等割額の項中「14,400円」を「11,200円」に改め、同部世帯別平等割額の項中「12,500円」を「10,250円」に、「6,250円」を「5,125円」に、「9,375円」を「7,688円」に改め、同表第20条第3号に該当する場合の部被保険者均等割額の項中「5,760円」を「4,480円」に改め、同部世帯別平等割額の項中「2,500円」を「2,050円」に、「3,750円」を「3,075円」に改める。

別表第5第20条第1号に該当する場合の部被保険者均等割額の項中「5,040円」を「5,600円」に改め、同表第20条第2号に該当する場合の部被保険者均等割額の項中「3,600円」を「4,000円」に改め、同表第20条第3号に該当する場合の部被保険者均等割額の項中「1,440円」を「1,600円」に改める。

別表第6第20条第1号に該当する場合の項中「9,660円」を「8,960円」に改め、同表第20条第2号に該当する場合の項中「6,900円」を「6,400円」に改め、同表第20条第3号に該当する場合の項中「2,760円」を「2,560円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（第23条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加

える改正規定を除く。)による改正後のつくば市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）新旧対照表

改正後	改正前																
<p>第1条—第22条（略） （国民健康保険税の減免）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する者が世帯に属することによって第1項第2号に該当する場合における前項の規定の適用については、同項中「納期限までに」とあるのは、「国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する者が同条各号のいずれかに該当しなくなった日の翌日から起算して60日を経過する日又は当該減免を受けようとする年度の国民健康保険税の法定納期限（地方税法第17条の5第1項に規定する法定納期限をいう。）の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか早い日までに」とする。</u></p> <p>4（略）</p> <p>第24条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">基礎課税額保険税率表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">保険税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td><u>100分の7.36</u></td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td><u>国民健康保険の被保険者1人につき22,400円</u></td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき<u>20,500円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	保険税率	所得割額	<u>100分の7.36</u>	被保険者均等割額	<u>国民健康保険の被保険者1人につき22,400円</u>	世帯別平等割額	次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき <u>20,500円</u>	<p>第1条—第22条（略） （国民健康保険税の減免）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第24条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">基礎課税額保険税率表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">保険税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td><u>100分の7.00</u></td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td><u>国民健康保険の被保険者1人につき28,800円</u></td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき<u>25,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	保険税率	所得割額	<u>100分の7.00</u>	被保険者均等割額	<u>国民健康保険の被保険者1人につき28,800円</u>	世帯別平等割額	次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき <u>25,000円</u>
区分	保険税率																
所得割額	<u>100分の7.36</u>																
被保険者均等割額	<u>国民健康保険の被保険者1人につき22,400円</u>																
世帯別平等割額	次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき <u>20,500円</u>																
区分	保険税率																
所得割額	<u>100分の7.00</u>																
被保険者均等割額	<u>国民健康保険の被保険者1人につき28,800円</u>																
世帯別平等割額	次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき <u>25,000円</u>																

- (2) 特定世帯 1世帯につき10,250円  
 (3) 特定継続世帯 1世帯につき15,375円

備考 (略)

別表第2 (第6条関係)

後期高齢者支援金等課税額保険税率表

区分	保険税率
所得割額	<u>100分の2.42</u>
被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者1人につき <u>8,000円</u>
世帯別平等割額	(略)

備考 (略)

別表第3 (第8条関係)

介護納付金課税額保険税率表

区分	保険税率
所得割額	<u>100分の1.93</u>
被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者1人につき <u>12,800円</u>

別表第4 (第20条関係)

基礎課税額減額表

区分	額
第20条第1号に該当する場合	被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき <u>15,680円</u>
	世帯別平等割額 次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき <u>14,350円</u> (2) 特定世帯 1世帯につき <u>7,175円</u>

- (2) 特定世帯 1世帯につき12,500円  
 (3) 特定継続世帯 1世帯につき18,750円

備考 (略)

別表第2 (第6条関係)

後期高齢者支援金等課税額保険税率表

区分	保険税率
所得割額	<u>100分の1.60</u>
被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者1人につき <u>7,200円</u>
世帯別平等割額	(略)

備考 (略)

別表第3 (第8条関係)

介護納付金課税額保険税率表

区分	保険税率
所得割額	<u>100分の1.55</u>
被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者1人につき <u>13,800円</u>

別表第4 (第20条関係)

基礎課税額減額表

区分	額
第20条第1号に該当する場合	被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき <u>20,160円</u>
	世帯別平等割額 次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき <u>17,500円</u> (2) 特定世帯 1世帯につき <u>8,750円</u>

		(3) 特定継続世帯 1世帯につき10,761円
第20条第2号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき11,200円
	世帯別平等割額	次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき10,250円 (2) 特定世帯 1世帯につき5,125円 (3) 特定継続世帯 1世帯につき7,688円
第20条第3号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき4,480円
	世帯別平等割額	次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき5,000円 (2) 特定世帯 1世帯につき2,050円 (3) 特定継続世帯 1世帯につき3,075円

		(3) 特定継続世帯 1世帯につき13,125円
第20条第2号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき14,400円
	世帯別平等割額	次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき12,500円 (2) 特定世帯 1世帯につき6,250円 (3) 特定継続世帯 1世帯につき9,375円
第20条第3号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき5,760円
	世帯別平等割額	次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき5,000円 (2) 特定世帯 1世帯につき2,500円 (3) 特定継続世帯 1世帯につき3,750円

備考 (略)

別表第5 (第20条関係)

後期高齢者支援金等課税額減額表

区分	額	
第20条第1号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき5,600円
	世帯別平等割額	(略)
第20条第2号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき4,000円

備考 (略)

別表第5 (第20条関係)

後期高齢者支援金等課税額減額表

区分	額	
第20条第1号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき5,040円
	世帯別平等割額	(略)
第20条第2号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき3,600円

	世帯別平等割額	(略)
第20条第3号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき1,600円
	世帯別平等割額	(略)

備考 (略)

別表第6 (第20条関係)

## 介護納付金課税額減額表

区分	額
第20条第1号に該当する場合	被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき8,960円
第20条第2号に該当する場合	被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき6,400円
第20条第3号に該当する場合	被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき2,560円

	世帯別平等割額	(略)
第20条第3号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき1,440円
	世帯別平等割額	(略)

備考 (略)

別表第6 (第20条関係)

## 介護納付金課税額減額表

区分	額
第20条第1号に該当する場合	被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき9,660円
第20条第2号に該当する場合	被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき6,900円
第20条第3号に該当する場合	被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき2,760円